

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月30日
【会社名】	株式会社フレンテ
【英訳名】	Frente Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池 孝
【本店の所在の場所】	東京都板橋区成増五丁目9番7号
【電話番号】	03(3979)2115(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役グループ管理管掌 田子 忠
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区成増五丁目9番7号
【電話番号】	03(3979)2115(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役グループ管理管掌 田子 忠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,358,372,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	894,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成26年10月30日（木）開催の取締役会において決議されております。

2 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	894,000株	2,358,372,000	1,179,186,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	894,000株	2,358,372,000	1,179,186,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は1,179,186,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,638	1,319	100株	平成26年11月18日	-	平成26年11月18日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4 払込期日までに本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フレンテ 経営支援本部経営戦略部	東京都板橋区成増五丁目9番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 成増支店	東京都板橋区成増二丁目11番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,358,372,000	17,500,000	2,340,872,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士報酬、登記費用等を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
新商品、新規事業等への投資	440	平成27年1月～平成28年12月
生産の効率化、品質の向上及び機能拡充を目的とした食品製造設備の更新	800	平成27年1月～平成29年6月
海外事業拡充、展開のための投融資資金	1,100	平成27年1月～平成28年12月

当社は、発売30周年を迎える「カラムーチョ」を筆頭に独創的でユニークなブランドに強みがあり、新商品や新規事業等につきましても楽しさやおいしさの提供に邁進いたします。平成23年からの日清食品ホールディングス株式会社(以下「日清食品HD」といいます。)との業務・資本提携により、即席めんのノンフライ技術をポテトチップスに応用した新技術商品の開発に成功するなど両社の技術シナジーも創出されており、引き続き共同での研究開発等に投資するとともに、ブランド拡大のための各種調査及びプロモーション費等に充当いたします。

当社は、日本で初めてポテトチップスの量産化を成し遂げるなど、お客様に美味しい商品を提供する製造技術を重要視しております。当社の連結子会社(完全子会社)である株式会社湖池屋が所有する関東工場、関東第二工場及び京都工場に最新・最適の製造設備を更新することで生産の効率化のみならず、更なる品質の向上が可能になると考えております。

当社は、海外事業拡充を重要な成長ドライバーであると位置付け、既存国における事業拡大に努めるとともに、新たな進出国に対する各種調査、設備投資、プロモーション等を行ってまいります。新たな進出国に関しましては、日清食品グループが保有する世界各国の拠点インフラの活用等により迅速な展開が可能になると見込まれます。

(注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座において管理又は安全性の高い金融資産にて運用する予定です。

2 持株会社である当社は、上記及びにつきましても、支出予定時期において当社グループの事業を行う株式会社湖池屋に対して融資し、同社において借入れた金額を上記の資金使途に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	
名称	日清食品ホールディングス株式会社
本店の所在地	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第66期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日) 平成26年6月26日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 第67期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日) 平成26年8月7日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	割当予定先は、当社の発行済株式総数の20.00%を保有しております。
人事関係	割当予定先より1名を当社取締役を選任するほか、当社子会社に4名の出向者を受け入れております。また、当社グループから割当予定先の子会社である日清食品株式会社に4名が出向しておりますとともに、割当予定先の香港における子会社である日清食品有限公司と当社との間で設立した合弁会社、日清湖池屋(中国・香港)有限公司に1名が出向しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	割当予定先は、当社の業務提携先であります。提携の具体的内容は以下のとおりです。 商品開発およびマーケティングに関する分野 a) 「UNIQUE PROJECT」を基軸として両社のもつブランドと独自の技術の掛け合わせにより商品ラインアップを拡充し、新たなブランド価値の創造を行う。 b) 両社がこれまで牽引してきたスナック菓子および即席めんのカテゴリーを横断した、これまでにない新たなコンセプトブランドの創造・育成を行う。 c) 両社の長年にわたるスナック菓子と即席めんの技術を融合させたノンフライスナックをはじめとして、新たな価値を提供する研究開発を推進する。 営業に関する分野 両社の菓子流通および即席めん流通チャネルにおける強みを掛け合わせ、流通の全業態・全エリアでの営業協力をを行い、両社グループのマーケット力を向上させる。 資材調達機能、生産機能、物流機能などの機能面および安全に関する分野 a) 資材調達に関し、共同調達の実施および新たな調達方法の検討を行う。 b) 両社グループの最適な生産技術の開発および物流ラインの相互利用を行う。 c) 業界随一の安全・安心体制の更なる向上を目指し、品質検査機能の共有化を行う。 海外事業に関する分野 a) 両社海外事業のグローバル化を目的としたビジネスモデルの検討を進め、香港における合弁会社設立に次ぐモデルを打ち出す。 b) 海外現地のマーケティング調査データの共有を行う。

(注) 本有価証券届出書提出日現在における記載であります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成23年5月11日付「日清食品ホールディングス株式会社との業務・資本提携に関するお知らせ」及び平成24年5月21日付「業務・資本提携契約の変更、第三者割当による新株式の発行並びに支配株主、主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、割当予定先である日清食品HDとの間で、両社間の業務・資本提携(以下「本業務・資本提携」といいます。)に関する契約(以下「本業務・資本提携契約」といいます。)を締結しており、本業務・資本提携契約に従い設置された協働推進委員会のもと、開発・マーケティング・調達・生産・営業といった事業活動全般における協働関係の構築・強化を進めてまいりました。

本業務・資本提携以来、両社の人材交流を積極的に進めるとともに、商品開発面では両社のコラボレーション商品から段階的に共同開発のレベルを上げ、平成25年には即席めんのノンフライ技術をポテトチップスに応用した新技術商品の開発に成功するなど両社の技術シナジーも創出されております。また、海外事業での協働では、平成26年1月に日清食品HDの香港における子会社である日清食品有限公司と当社との間の合弁会社となる日清湖池屋(中国・香港)有限公司を設立いたしました。

当社におきましては、少子高齢化で縮小する日本の菓子マーケットにおいて新たなカテゴリーに進出するために日清食品グループの技術を活用すること、及び潜在成長力のある海外の菓子マーケットへ迅速に進出するために日清食品グループが保有する世界各国の拠点インフラを活用することが、今後の成長に有効となってまいります。そのため、当社は日清食品HDとの間において、開発・マーケティング・調達・生産・営業といった事業活動全般での更なる協働を行うとともに、当社の原点である独創的でユニークな新商品創出のため、及び「カラムーチョ」への集中戦略で成功した台湾モデルを他の海外エリアへ拡大するため、日清食品グループとの更なる関係強化が重要と考えております。

そして当社が上記成長戦略を確固たるものとするため、上記「第一部 4 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、各種投資資金及び諸施策実施のための資金を確保することを目的として、第三者割当による新株式の発行を行うこととし、割当予定先として日清食品HDを選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

日清食品ホールディングス株式会社(日清食品HD) 894,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、日清食品HDが当社株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、日清食品HDから、本第三者割当の払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、日清食品HDが平成26年7月31日に公表した平成27年3月期第1四半期決算短信に記載の財務諸表(平成26年6月末時点)における総資産額(471,691百万円)、純資産額(341,248百万円)及び現預金の額(88,269百万円)の状況を確認した結果、日清食品HDは本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な資金を有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である日清食品HDは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が同証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載している行動規範(6)「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を遮断する。」との内容、及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の内容を確認し、日清食品HD、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成26年10月29日)までの過去1ヶ月の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値である2,638円といたしました。なお、当該発行価格は、直前営業日の終値2,753円からのディスカウント率が4.18%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値2,583円からのプレミアム率が2.13%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値2,517円からのプレミアム率が4.81%となっております。

過去1ヶ月の平均値を基準とした理由は、取締役会決議日の直前の期間において、それ以前に比較して、当社株式の市場での売買出来高が一時増加し、当社が特段重要な適時開示を行っていない中で株価が大きく上昇した状況を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける可能性のある取締役会決議日直前日の終値のみを参考とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、一定期間の平均値を採用する場合も、なるべく本第三者割当と時間的に近接した期間とすべきと判断したためであります。上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、特に有利な価格に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)は、本第三者割当の実施を決議した本日開催の取締役会において、発行価格である2,638円は、当該取締役会決議日の直前営業日の終値、その日から3ヶ月又は6ヶ月間の終値平均のいずれの株価に対しても90%以上となることから、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、割当予定先に特に有利な価格には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は894,000株(議決権8,940個)であり、本第三者割当により、当社の平成26年6月30日現在の発行済株式数4,441,000株(総議決権数44,395個)に対して20.13%の割合(総議決権数に対する割合20.14%)で希薄化が生じることとなります。

しかし、日清食品HDとの本業務・資本提携の更なる強化によって、顧客に対する新たな価値の迅速かつ効率的な提供が可能となることなどを勧告すれば、本第三者割当による日清食品HDとの関係の強化は、当社グループの企業価値の向上につながるものであります。

したがって、当社としては、本第三者割当により短期的には株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは、当社と日清食品HDの間における事業活動全般での更なる協働関係の構築・強化、並びに、当社の連結子会社(完全子会社)である株式会社湖池屋における一層の事業拡大と国際化のために本第三者割当による資金を充当することにより当社グループの業績、企業価値の向上が期待でき、ひいては株主の皆様の利益の向上につながるため、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日清食品ホールディングス株式会社	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号	888,200	20.01%	1,782,200	33.42%
小池 孝	東京都渋谷区	946,620	21.32%	946,620	17.75%
一般社団法人湖池の会	東京都渋谷区初台一丁目46番10号	405,870	9.14%	405,870	7.61%
岸田 篤子	東京都中野区	320,080	7.21%	320,080	6.00%
小池 涉	東京都港区	188,000	4.23%	188,000	3.52%
有限会社ダブリュー・ビー・ファイン	東京都渋谷区初台一丁目46番10号	180,000	4.05%	180,000	3.37%
フレンテグループ従業員持株会	東京都板橋区成増五丁目9番7号	177,520	4.00%	177,520	3.33%
小池 裕子	東京都渋谷区	74,850	1.68%	74,850	1.40%
岸田 美奈子	東京都中野区	43,050	0.97%	43,050	0.81%
岸田 亮	東京都中野区	43,050	0.97%	43,050	0.81%
岸田 俊	東京都中野区	43,050	0.97%	43,050	0.81%
計	-	3,310,290	74.56%	4,204,290	78.82%

(注) 1 平成26年6月30日現在の株主名簿を基準とし、平成26年10月29日までに大量保有報告書等により異動が確認できたものにより作成しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当に係る新株式発行後の当社株式(単元未満株式及び自己株式を除きます。)に係る議決権数(53,335個)に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第38期）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月30日）までの間に追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加部分のみ記載したものであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年10月30日）現在において当社グループが判断したものです。

・株式の希薄化等に関するリスク

本第三者割当により発行される普通株式894,000株の発行済株式総数（4,441,000株）に占める割合は20.13%であり（議決権数に対して20.14%）、本第三者割当に係る募集株式が発行された場合、当社普通株式1株当たりの価値に希薄化を生じさせます。この結果、当社の株式の流動性に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）の提出日（平成26年9月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月30日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

平成26年10月3日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、以下の内容の臨時報告書を提出しております。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、小池孝、田子忠、藤原潤也、小松原義親の4氏を選任するものです。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、上平徹氏を選任するものです。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、星一雄氏を選任するものです。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 出席株主及びその議決権の数

議決権を行使することができる株主の数 4,695名

議決権を行使することができる株主の議決権の数 44,395個

出席株主数 1,664名

出席株主の議決権の数 38,120個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案					
小池 孝	37,503	40	0	98.38	可決
田子 忠	37,506	37	0	98.38	可決
藤原 潤也	37,481	62	0	98.32	可決
小松原 義親	37,500	43	0	98.37	可決
第2号議案					
上平 徹	37,513	30	0	98.40	可決
第3号議案					
星 一雄	37,487	56	0	98.33	可決
第4号議案	37,440	103	0	98.21	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成率の欄には、出席株主の議決権の数に対して、賛成であることが確認できた議決権の割合を記載しております。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前営業日までの事前行使分及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権のいずれであるかにつき確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 最近の業績の概要

平成26年10月30日開催の取締役会において承認された第39期第1四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,768,318	4,270,106
受取手形及び売掛金	4,540,274	3,913,030
商品及び製品	556,525	367,675
仕掛品	4,169	7,760
原材料及び貯蔵品	310,908	801,410
その他	675,760	651,929
貸倒引当金	1,914	1,028
流動資産合計	10,854,042	10,010,883
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,058,185	2,030,100
機械装置及び運搬具（純額）	2,020,276	1,901,534
土地	1,551,566	1,551,566
その他（純額）	255,405	264,722
有形固定資産合計	5,885,433	5,747,924
無形固定資産		
その他	65,798	61,759
無形固定資産合計	65,798	61,759
投資その他の資産		
その他	1,091,863	1,066,173
投資その他の資産合計	1,091,863	1,066,173
固定資産合計	7,043,094	6,875,856
資産合計	17,897,137	16,886,739
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,955,585	2,832,736
未払金	2,533,781	1,907,092
未払法人税等	35,214	20,165
役員賞与引当金	13,700	4,325
賞与引当金	106,216	275,849
その他	502,290	313,803
流動負債合計	6,146,788	5,353,972
固定負債		
年金基金脱退損失引当金	21,191	21,191
役員退職慰労引当金	341,373	346,461
退職給付に係る負債	1,187,354	1,338,407
その他	111,550	114,364
固定負債合計	1,661,470	1,820,423
負債合計	7,808,259	7,174,395

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,090,405	1,090,405
資本剰余金	974,790	974,790
利益剰余金	7,967,853	7,609,057
自己株式	1,051	1,051
株主資本合計	10,031,996	9,673,200
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	67,291	39,850
為替換算調整勘定	2,445	2,707
退職給付に係る調整累計額	55,269	53,508
その他の包括利益累計額合計	14,467	10,950
少数株主持分	42,413	50,093
純資産合計	10,088,877	9,712,343
負債純資産合計	17,897,137	16,886,739

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
売上高	6,826,748	7,159,072
売上原価	4,339,744	4,596,030
売上総利益	2,487,003	2,563,041
販売費及び一般管理費	2,803,661	2,715,642
営業損失()	316,658	152,600
営業外収益		
受取保険金	74	22,562
その他	5,537	6,416
営業外収益合計	5,612	28,978
営業外費用		
支払利息	961	755
営業外費用合計	961	755
経常損失()	312,007	124,377
特別利益		
投資有価証券売却益	-	35,677
特別利益合計	-	35,677
税金等調整前四半期純損失()	312,007	88,700
法人税、住民税及び事業税	14,838	12,143
法人税等調整額	136,420	49,427
法人税等合計	121,582	37,283
少数株主損益調整前四半期純損失()	190,425	51,417
少数株主利益	12,980	7,427
四半期純損失()	203,405	58,844

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	190,425	51,417
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,422	27,440
為替換算調整勘定	1,467	513
退職給付に係る調整額	-	1,760
その他の包括利益合計	9,890	25,166
四半期包括利益	180,535	76,583
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	194,234	84,262
少数株主に係る四半期包括利益	13,699	7,679

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第38期	自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日	平成26年 9月29日 関東財務局長に提出
---------	------	--------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年9月17日

株式会社フレンテ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津田 良洋 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂東 正裕 印
--------------------	---------------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フレンテの平成26年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フレンテが平成26年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月17日

株式会社フレンテ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津田 良洋 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂東 正裕 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。